

## 予定価格の事後公表の試行について

入札における予定価格の公表方法については、総務省及び国土交通省発出の「発注関係事務の運用に関する指針について」において、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するよう要請されていることから、予定価格を事後公表することによる影響や効果を再度検証するため、事後公表の一部試行を実施します。

### 記

#### 1. 事後公表入札の対象

一般競争入札及び指名競争入札で執行する建設工事並びに測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）から選定します。

#### 2. 実施日

令和2年10月1日以後に入札公告又は入札執行通知を行う建設工事及び建設コンサルタント業務等から適用します。

#### 3. 予定価格の事後公表の概要

- ①対象の入札については、一般競争入札では入札公告、指名競争入札では入札執行通知に、予定価格が記載されておりません。
- ②電子入札での入札回数は、初度入札と再度入札の2回を限度とします。  
再度入札を行う場合には、開札日の当日中に再入札通知書を電子入札システムで入札参加者に送信いたしますので、指定する時刻までに入札書又は辞退届の提出をお願いします。
- ③予定価格については、原則、契約書締結日の翌日に関市契約検査課、関市ホームページにおいて入札結果状況書として公表します。入札参加者には、開札後、直ちに通知します。（不調となる場合を除く。）